

社会福祉法人 端午会 特別養護老人ホーム みなみの苑

【重要事項説明書】

【令和 7 年 11 月 1 日現在】

1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

(電話) 048-984-0373

(担当) 生活相談員 (原則年中無休 9:00~18:00)

2、施設の概要

法人の名称	社会福祉法人 端午会
施設の名称	特別養護老人ホーム みなみの苑
施設の種類	介護老人福祉施設
事業所番号	第 1176400750 号
事業所の目的	ご入居者一人一人の意思及び人格を尊重した施設サービス計画書に基づき、居宅における生活復帰を念頭に置いて、各ユニットで自立的な日常生活を営むことを支援します。また、地域やご家族との結び付きや行政、他事業所や医療サービスとの密接な連携を図ります。
ご入居者について	埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針に照らし、要介護 3 から要介 5 の認定を受けている方で、常時介護を必要とし、居宅において介護を受ける事が困難な方に入居して頂いております。但し、要介護 1 又は要介護 2 の方にはあっては施設への特例的な入居の要件に該当する方となっております。
施設開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日
施設の敷地面積	6,573.48 m ²
施設の延床面積	5,061.95 m ²
入居定員	120 名 (ユニット型特別養護老人ホーム : 10 ユニット 1 ユニット 12 名)
職員の研修実施状況	採用時研修等、社会福祉法人端午会の事業計画に基づき、従業者に対し各種施設内、施設外の研修を行っております。

3、施設の職員体制・勤務体制 (※配置数は常勤換算)

職種	配置数	勤務時間	備考
管理者	1.0 名	【日勤】9 時 00 分～18 時 00 分	
生活相談員	2 名以上	【日勤】9 時 00 分～18 時 00 分	
介護職員	57 名以上	【A 勤】7 時 15 分～16 時 15 分 【E 勤】9 時 00 分～18 時 00 分 【H 勤】11 時 00 分～20 時 00 分 【夜勤】16 時 30 分～翌 9 時 30 分	A 勤～L 勤・夜勤も含め 13 勤務が有る
医師	1.0 名	往診 月 4 回	非常勤

看護職員	3名以上	【日勤】9時00分～18時00分	配置基準に準ずる
管理栄養士、栄養士	1名以上	【日勤】9時00分～18時00分	
機能訓練指導員	1名以上	【日勤】9時00分～18時00分	
介護支援専門員	2名以上	【日勤】9時00分～18時00分	

4、施設の設備等の概要

居室の種類	室数	1人当たりの広さ	収納	備考
個室	120室	12.47 m ² ～13.41 m ²	天袋有り	床頭台、可動式ベッド等あり
設備の種類	室数	広さ	備考	
共同生活室	10室	29.24 m ²	食堂及び機能訓練室を兼ねる	
浴室および脱衣室	10室	18.78 m ²	浴槽、機械浴槽あり	
機械浴室及び脱衣室	3室	25.8 m ²	寝台型機械浴あり	
医務室・看護室	1室	33.91 m ²		

5、提供するサービスの内容

①日常生活支援

施設サービス計画書の立案	個人の特性に応じた施設サービス計画書の立案を行い、ご本人・ご家族の同意に基づいて作成をします。(年に2回以上の見直し) また、支援計画に基づき、施設において生活ができるよう心身の状態に応じた必要な支援を行います。
介護	上記の施設サービス計画書に基づいた介護を行います。 (食事・入浴・着替え・排泄・体位交換・移動介助・余暇活動等)
食事	○朝食 08:00～ ○昼食 12:00～ ○夕食 17:15～ ※お食事は原則としてリビング(共有スペース)にて召し上がっていただきます。 ※季節により行事食やイベント食等があります。 ※インスリン接種・胃ろうの方等は、ご相談に応じ別途協議します。 ※嗜好による食事の選択希望の場合は、自費でのご負担となることがあります。 詳細につきましてはご相談ください。
入浴	週に2回入浴できます。但し、心身の状態に応じて特別浴又は清拭となる場合、体調不良等によって入浴日を順延、ないしは中止になる事があります。 (※入浴日は固定しておりません)
排泄	ご入居者の心身能力を最大限活用し、排泄パターンを把握した排泄介助を目指に、自立に向けた個別ケアの支援を行います。
機能訓練	機能訓練指導員を中心に個別機能訓練計画の立案、実施、評価を行い、ご入居者に適合した機能訓練を行います。介護職員が行う生活上のリハビリも含みます。※当施設での機能訓練は医療的リハビリテーションとは異なります。

清掃	ご入居者にも、できる範囲で清掃に参加するように促した上で支援します。
洗濯	<p>職員が施設内にて洗濯を行います。(別途料金はかかりません)</p> <p>※大型洗濯、乾燥機を使用するため、その機能を超える衣類は対応しかねます。ご了承ください。</p> <p>※衣類に記名のないものについては責任を負いかねます。</p>

②余暇活動等の支援

レクリエーション等	原則的にユニット単位で事業計画に基づく予定表を作成し、レクリエーション活動、外出活動等を実施します。
趣味活動	個々の趣味に応じた活動を支援できるよう配慮致します。
行事	全体行事として新年会・納涼祭を行い、毎月大小に関わらず、時節にあった行事をユニット単位で行います。

③保健医療サービス

健康管理 及び 歯科衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・月4回、施設に医師(嘱託)が来設します。ご本人の状態に応じて、診察や相談を受ける事ができます。 ・医療の必要性は、医師(嘱託)または協力医療機関の医師が判断し、医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は、ご入居者又はご家族の意向を配慮した対応を行います。 ・日常的には、看護職員を中心に行います。 ・定期健康診断は年1回、施設にて受ける事ができます。 ・緊急時には緊急対応マニュアルや感染症マニュアル等を基に対応します。 ・医師(嘱託)、協力医療機関の診察または医師(嘱託)以外の診療所ないし、病院等の受診が定期的に必要になった場合、原則としてご家族に受診を行って頂きます。 ・ご要望に応じて、歯科医師(嘱託)の診察(自己負担)や相談を受ける事が出来ます。 ・口腔ケアは介護職員が日常生活支援の一環として行います。
健康管理 及び 歯科衛生	

④要介護認定更新申請の援助

継続して施設利用ができるよう、要介護認定更新に対する必要な援助を行います。

⑤費用支払代行

ご入居者に係わる医療費等の立替代行を行います。立替費用については、翌月以降に領収書を添付し、ご請求させて頂きます。

⑥行政手続の代行

手続の代行を希望される場合は、その都度お申し出ください。なお、手続にかかる費用は、別途お支払いいただきます。

⑦預かり金管理について

当施設では、原則預かり金等の取り扱いは行いません。但し、ご入居者又はご家族が金銭管理等

を行うことが困難な場合は、身元引受人等の同意を得た上で、代行することができます。

⑧家族との交流・地域との交流

家族懇談会	年に1回以上、当施設内にて行います。(事前に通知いたします)
行事への参加	当施設の運営にはご家族の協力無くしてはならない活動が多くあります。当施設が実施する行事には、是非一緒にご参加ください。(事前にご連絡し、参加人数等を確認する場合があります)
ボランティア	各行事・日常生活での援助等、様々な活動でボランティアのご協力をいただいております。ボランティアの受付も常時行っております。

⑨その他

委員会活動	給食、排泄・褥瘡予防、防災、衛生管理、事故防止、広報、権利擁護等の委員会活動を行い、サービスの向上に努めます。上記各種委員会のほか、会議を行います。
福祉教育	近隣小中学校等の総合教育や福祉専門職の修養、専門職資格取得のための、社会福祉実習の学習の場として、当施設を積極的に提供します。

6、利用料金

(1) 基本料金(1日あたりの負担額)

※基本料金については介護保険法改正に伴い、変更される事がございます。

①ユニット型介護福祉施設サービス費(I)<ユニット型個室>【6級地:10.27円】単位/日

	単位数	介護報酬額	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
要介護度1	670	6,881円	688円	1,377円	2,065円
要介護度2	740	7,600円	760円	1,520円	2,280円
要介護度3	815	8,371円	837円	1,674円	2,511円
要介護度4	886	9,100円	910円	1,820円	2,730円
要介護度5	955	9,808円	981円	1,962円	2,945円

※ご入居者の負担額は日単位で計算した介護報酬の1割又は2割・3割で、上記は概ねの額です。

※入居後30日間及び入院期間30日以上を越えた場合の退院後30日間は、上記の負担金に初期加算として1日あたり31円~93円の負担割合に応じて加算されます。

※入院した場合の入院費用はすべて自己負担となります。直接病院へお支払いください。

②その他の体制加算等

様々な条件により、下記の加算が計上されると、その分が負担増となります。

(入居者負担額における上段3割負担、中段2割負担、下段1割負担)

	単位 数	入居者 負担額	備考
初期加算	30	93円	入居日から30日以内の期間。退院後の再入居も同様。
		62円	
		31円	

日常生活 継続支援加算 (II)	46	142 円	・要介護 4、5 の入居者が入居者総数の 70%以上を占めている場合。
		95 円	・一定水準を超える認知症入居者総数が 65%以上を占めている場合。
		48 円	・介護福祉士資格を有する者が一定基準以上配置されている場合。 ・日常生活において喀痰吸引の必要性、並びに経管栄養等の対象者が 15%以上を占める場合。
夜勤職員 配置加算 (II)	18	56 円	夜勤を行う職員を国の定める最低基準配置より 1 人以上配置している場合。(定員 30 人又は 51 人以上)
		37 円	
		19 円	
看護体制 加算 (I)	4	13 円	常勤の看護師を 1 名以上配置していること。入居定員が 30 人又は 51 人以上であること。定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
		9 円	
		5 円	
看護体制 加算 (II)	8	25 円	入居定員が 30 人又は 51 人以上である事。看護職員数が、常勤換算方法で、入居者の数が 25 又はその数を増すごとに 1 以上であり、かつ介護老人福祉施設に置くべき看護職員数に 1 を加えた数以上である事。常勤の看護師を配置し、24 時間の連絡体制を確保している場合、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない事。
		17 円	
		9 円	
サービス提供体制 強化加算 (I)	22	68 円	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士 80%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上
		46 円	
		26 円	
サービス提供体制 強化加算 (II)	18	56 円	介護職員のうち、介護福祉士資格取得者が 60%以上であること
		37 円	
		19 円	
個別機能訓練加算 (I)	12	37 円	理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画を作成し実施した場合。(金額は日当たり)
		25 円	
		13 円	
個別機能訓練加算 (II)	20	62 円	個別機能訓練加算 (I) を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。(金額は月当たり)
		42 円	
		21 円	
科学的介護推進 体制加算 (I)	40	124 円	入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。(金額は月当たり)
		83 円	
		40 円	
科学的介護推進 体制加算 (II)	50	155 円	入所者・利用者ごとの心身の状況等(加算 (II) については心身、疾病の状況等) の基本的な情報を、厚生労働
		103 円	

		52 円	省に提出していること。(金額は月当たり)
安全対策体制加算	20	62 円	事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施をしていること。入所時に月 1 回に限り算定。
		42 円	
		21 円	
療養食加算	6	19 円	利用者の症状等に応じて、主治の医師より入居者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合。(1 食単位)
		13 円	
		7 円	
看取り加算（I）		本人、ご家族、医師、施設の合意の下、看取り介護の体制を整備し、施設で死亡した場合。死亡日から遡及して算定 ① 死亡日当日 1280 単位 ② 死亡日前日、前々日 680 単位 ③ 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 144 単位 ④ 45 日前～31 日前 72 単位	
		758 円	
		506 円	
		253 円	
精神科医療養指導加算	5	16 円	精神科医による診察を月 2 回以上受けられる体制を整備した場合。
		11 円	
		6 円	
生活機能向上連携加算	100	309 円	外部でのリハビリテーション専門職や医師が通所介護事業所等を訪問し共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成する事を評価する場合。
		206 円	
		103 円	
ADL維持等加算（I）	30	93 円	利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して 6 月目(6 月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出
		62 円	
		31 円	
ADL維持等加算（II）	60	185 円	上記の加算 1 の条件を満たし、評価対象利用者の ADL 利得を平均して得た値が 2 以上であること
		124 円	
		62 円	
口腔衛生管理加算（I）	90	278 円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上実施することとする。(金額は月当たり)
		185 円	
		93 円	
口腔衛生管理加算（II）	110	339 円	上記（I）の要件を満たし、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、必要な情報を活用していること。(金額は月当たり)
		226 円	
		113 円	
経口維持加算	400	1239 円	経口維持計画を作成し、医師の指示の元管理栄養士、栄

(I)		826 円	養士が食事摂取管理を行った場合。(金額は月当たり)
		413 円	
経口維持加算 (II)	100	308 円	経口維持計画作成され、誤嚥防止のための食事摂取管理が必要とする場合。(金額は月当たり)
		205 円	
		102 円	
栄養マネジメント 強化加算	11	34 円	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50 (施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理をおこなっている場合は 70) で除して得た数以上配置すること (金額は 1 日あたり)
		23 円	
		12 円	
協力医療連携加算	50	155 円	協力医療機関の医師又は看護師が診療、相談、入院の受け入れ等を行う体制を確保している場合。(金額は月当たり)
		103 円	
		52 円	
介護職員等処遇改善加算		介護報酬に乗じて 1.4% に相当する額	

(2) 居住費及び食費（1日あたりの負担額）

居住費と食費は、所得による軽減措置が設けられています。負担額は下記のとおりです。

区分		利用者負担区分	居住費	食費
下記以外の方（軽減なし）		第 4 段階	2,500 円	1,950 円
市町村民税 非課税世帯	課税年金受給額と合計所得金額 が 120 万円以上の方	第 3 段階②	1,370 円	1,310 円
	課税年金受給額と合計所得金額 が 80 万円以上 120 万円以下の方	第 3 段階①	1,370 円	650 円
	課税年金受給額と合計所得金額 が 80 万円以下の方	第 2 段階	880 円	390 円
	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第 1 段階	880 円	300 円

※食費 1,950 円(内訳：朝食 450 円・昼食 750 円・夕食 750 円)1 日単位のご請求となります。

※入院の際に、居室をショートステイにてご利用させていただく場合がございます。その際は居室利用日数に応じて居住費の請求はいたしません。

※外泊及び入院時に居室を確保する場合は、上記の居住費（第 4 段階）をお支払い頂きます。

(3) その他の料金

理美容代	カット代（税込）2,000 円～ お申込みは事務所まで
嗜好品及び医療費	実費負担
家電製品設置費	常設する家電製品 1 台に対し、1 日につき 50 円

(4) 日常生活費

・「日常生活費」とは、ご入居者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要な物を施設が提供する場合に係る、以下の費用等の事を意味します。

1、口腔ケア関係 2、身体衛生関係 3、環境衛生関係 4、入浴関係 5、日用品類

6、行事等における特別な食事（※外食活動、飲食店の出前は除く）

日常生活費	1日につき	300円
-------	-------	------

（5）支払方法

- ・当月分を1ヶ月ごとに清算し、翌月10日以降に郵送でご請求します。お支払いは、ゆうちょ銀行の自動口座引き落としとなります。引き落とし日は、毎月20日となります。

（6）利用料金の変更について

- ・介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、改訂料金に基づく【同意書】を作成し、お互いに取り交わすこととします。

7、入退居について

（1）入居について

- ①当該市区町村より介護認定を受けた方で、当施設指定の入居申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
 - ②入居前に事前面接（家庭訪問等）を行います。その後、当施設の入居検討会で入居が決定した場合に契約となります。契約有効期限は要介護認定有効期間と同じです。但し、引き続き認定を受け、ご入居者又はご家族から契約終了の申し出がない場合は自動的に更新されるものとします。
- ※入居に際して、適切なサービスを提供する為に心身状況・病歴・生育歴等を把握させて頂きます。

（2）契約の終了について（退居）

- ①ご入居者は30日前の予告期間を文書で通知する事により、この契約を解約することができます。
- ②ご入居者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、利用料金の支払いを催告したにも関わらず30日間以内に支払われない場合。
- ③ご入居者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は、入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。ただし、退院後の再入居の際は配慮に努めます。
- ④ご入居者又はそのご家族等が、施設やサービス従業者又は他のご入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。（セクシャルハラスメント、カスタマーハラスマント等、ハラスマント行為を含む）
- ⑤やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。
- ⑥ご入居者が重大な自傷、他傷行為を繰り返すなど、施設において十分な介護を尽くしても他のご入居者への影響を及ぼし、これ以上防止できない場合。
- ⑦医師が、施設での生活維持が困難であると判断した場合。

（3）契約の自動終了は、以下の場合、双方の通知がなくても契約を自動的に終了します。

- ①ご入居者が他の介護老人福祉施設等、療養入院施設等に入居した場合。
- ②要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1・支援2になった場合。
- ③ご入居者が亡くなった場合。

8、当施設利用に際しての留意事項

面会	・状況による施設での感染対応に準じた対応となりますことをご理解いた
----	-----------------------------------

	だきますよう願います、別紙ご参照ください。ご不明点につきましては、当苑のホームページや相談員までお問い合わせください。 ・必ず受付カウンターに置いてある訪問記録簿にご記入をお願いします。 ・飲食物の差入れの際は、お手数ですが事務所職員に一声お掛けください。 ※差入れは、衛生管理上により、ご本人分のみでお願いします。
外出・外泊	状況による施設での感染対応に準じた対応となります。 ※急を要する外出については、ご相談いただくよう願います。
施設外の受診	ご入居者やご家族のご希望で医師（嘱託）以外の医療機関を受診する場合は、送迎を含めご家族でお願いいたします。また、診療結果、処方薬等は職員にお申し出ください。
飲酒・喫煙	事前にご相談ください。原則として禁酒、禁煙とさせていただきます。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備等のご利用に際し、ご入居者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他のご入居者等に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
居室について	居室には可動式ベッド・床頭台・洗面台をご用意しております。その他ご入居者が慣れ親しんだ家具や備品等のご用意をお願いします。なお、状況に応じて、施設の判断で居室を変更させていただく場合がございます。
福祉用具について	必要に応じて、ご相談させていただきます。
貴重品の管理	原則としてご入居者の責任において管理していただきます。必要以外のものは、お持ちにならないようお願いします。ご入居者の居室等で保管された貴重品等の紛失については責任を負いかねます。
宗教・政治活動	施設内で、他のご入居者に対する宗教及び政治活動はご遠慮ください。

9、医療、終末期に関する意向確認について

ご入居者およびそのご家族が、終末期に対してどのような意向をお持ちであるかの確認を取るため、別紙、意向確認書を用意し、定期的且つ逐次変更可能な形で確認を取っております。

10、緊急時の対応

ご入居者の容態に急変があった場合、協力医療機関又は医師（嘱託）に連絡する等の必要な処置を講ずるほか、事前にお聞きする緊急連絡先へ速やかにご連絡します。ご家族と連絡が取れない場合は状況により、救急要請の判断をさせて頂きます。原則、ご家族等へ連絡を行い、ご家族等に搬送先医療機関への急行を求めますので、連絡体制の確保にご協力下さい。

※夜間帯にご家族へ連絡した場合、048-984-1373ないし048-984-2373と表記されますが、折返しの連絡は繋がりませんので、048-984-0373に折返しの連絡をお願いします。

当施設の関係医療機関

嘱託医

医療機関・嘱託医師	ひかりクリニック浦和・貞苅 利彦
所在地（電話番号）	埼玉県さいたま市南区南浦和2-41-4 (048-829-7581)
診療科目	内科・外科等

協力医療機関

医療機関名	医療法人社団 協友会 吉川中央総合病院
所在地（電話番号）	埼玉県吉川市大字平沼 111 番地 (048-982-8311)
診療科目	内科・循環器内科・外科・消化器外科・整形外科・脳神経外科等

医療機関名	医療法人 三愛会 三愛会総合病院
所在地（電話番号）	埼玉県三郷市彦成 2 丁目 342 番地 (048-958-3111)
診療科目	内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・皮膚科等

1 1、サービス提供の記録保存と情報開示

サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後 5 年間保存いたします。また、その記録は 10 時 00 分～17 時 00 分の間、当施設にて閲覧できます。

1 2、退居時の援助

契約の終了によりご入居者が退居する際には、希望に応じ退居後に生活される事となる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

1 3、秘密保持の厳守(守秘義務)

(1) 施設及び全ての職員は、サービスを提供する上で知り得たご入居者及び、そのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。雇用契約終了後も同様と致します。

(2) 個人情報については、法人が提供するサービスを、適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集及び保管し、利用目的に沿った利用を行います。なお、下記以外への情報提供を行う場合は、事前にご入居者またはご家族に同意を得た上で実施致します。

①内部での利用

- ・ご入居者に提供する介護サービス、介護保険事務、介護サービスに係る管理運営業務のうち、ア) 入退居等の管理 イ) 会計・経理 ウ) 事故等の報告 エ) 介護サービス提供職員の向上・連携 オ) 介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料 カ) 当該施設内において行われる学生の実習への協力 キ) 施設内に活動するボランティアの活動に対する協力

② 外部への提供

- ・ご入居者等に提供する介護サービスのうち、
 - ア) 当該ご入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - イ) ご入居者の疾病的治療、健康の維持のため、医師（嘱託）、受診先医療機関の所属医師等の医療関係者への連絡及び健康記録・生活記録等の提供
 - ウ) ご家族等への心身の状況の説明
- ・介護保険事務のうち、
 - ア) 審査支払機関への介護請求等の提出
 - イ) 審査支払機関又は保険者からの照会の回答

ウ) 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等

1 4、事故発生時の対応

施設はサービス提供にともない、事故が発生した場合は、先のご入居者のご家族等の緊急連絡先、吉川市や保険者、埼玉県等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。その際の連絡手続等については、埼玉県の老人福祉施設等危機管理マニュアルに基づき、対応させて頂きます。事故に至る状況、経緯については、ご家族に説明致します。

1 5、損害賠償の責任

施設はサービス提供にともない、施設の責めに帰すべき事由により、ご入居者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償いたします。但し、ご入居者に故意又は重大な過失が、そのご入居者の置かれている心身の状況から相当と認められた時に限り、過失割合に応じてその損害賠償を減じることができるものといたします。なお、施設は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
-------	--------------------

1 6、非常災害時対策

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応します。
防火管理責任者	岡野 勝也
自衛消防訓練	年2回実施します。(ご入居者が参加する場合もあります)
防災設備	自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・防災備蓄庫等

1 7、第三者評価の状況

当苑では第三者評価は実施しておりません。

1 8、この契約に関する相談・苦情窓口

①当法人の利用相談・苦情窓口

担当者	生活相談員（高山 正樹、山口 将吾）
電話番号・メールアドレス	048-984-0373・ soudan-minami@tangokai.jp

②当法人の第三者委員会（オンブズマン）の構成

ご入居者等から寄せられた相談・苦情などに対し、中立的な立場で解決に取り組みます。

- ・久田 晴實（吉川福祉専門学校・校長）
- ・玉生 一美（吉川市民生委員児童委員）
- ・佐竹 美保子（吉川市民生委員児童委員）
- ・篠田 和子（吉川市民生委員児童委員）

③当法人以外の利用相談・苦情窓口

- ・吉川市長寿支援課
(電話) 048-982-5111 (受付時間) 月～金曜日 9時00分～17時00分
- ・埼玉県運営適正化委員会（埼玉県社会福祉協議会）

(電話) 048-822-1243 (受付時間) 月～土曜日 9時00分～16時00分

・埼玉県国民健康保険団体連合会・介護保険課

(電話) 048-824-2568 (受付時間) 月～金曜日 8時30分～17時00分

1.9、法人の概念

名称・法人種別	端午会・社会福祉法人 (代表者)理事長・山田 正男
法人所在地	埼玉県所沢市大字久米字宮ヶ谷戸 1538-2 (電話番号) 04-2929-6955
法人の沿革	平成 15 年 12 月 社会福祉法人設立許可 平成 17 年 4 月 事業開始
基本理念	「愛 支 和 創」(あいしわそう) 愛しみ合う心と思いやりをもって支え、和やかで豊かな暮らしを創りだしていく。
経営理念	ご入居者の尊厳と個性や生活のリズムを大切にし、その人らしい生活が営めるよう、安心・安全で質の高いサービスを提供します。
運営の基本方針	ご入居の方・そのご家族の方、又、職員も含め心が通い合い、笑顔で過ごすことのできる事業を目指します。 一、サービスを利用される方に対し、専門性を發揮し事業を展開します。 二、利用される方々が安心して生活できるよう施設環境を整備し、且つ職員体制を充実させていきます。 三、サービスに対する第三者評価を実施し、運営改善と向上に努めます。 四、経費の効率的執行を心がけ、経済的に安定した運営に努めます。
法人が所有する事業	・特別養護老人ホームところの苑 (定員 70 名)・ショートステイところの苑 (定員 10 名)・デイサービスセンターところの苑 (定員 30 名／日)・居宅介護支援事業所ところの苑・吾妻地域包括支援センター

特別養護老人ホーム入居にあたり、ご入居者に対し、本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

【所在地】 埼玉県吉川市大字中曾根 1559-2

【名称】 社会福祉法人 端午会 特別養護老人ホーム みなみの苑

【代表者】 理事長 山田 正男

【説明者】 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、これから入居する特別養護老人ホーム重要事項の説明、第 13 項（秘密保持の厳守）の個人情報の内部利用と外部提供についての説明を受け、承諾しました。

令和 年 月 日

ご入居者氏名 _____ 印

【代理人氏名】 _____ 印

